

“盗水ゆるすな” 署名運動スタート

日本共産党甲良町支部は、このほど右別掲の請願署名運動をスタートさせました。9月議会に向け、各種団体や個人に収集の協力を呼びかけることにしています。

「まぎれもない窃盗やのに、つかまりもしない、盗んだ代金も町は未だ請求もしていない。こんなことで水道代など払ってられない!!」とふんがりする町民が多数おられるのでは。中には「見つかるまでパイプ管の工事をしてもらおうかな」と口走る町民も。

8年前のウミが残った

平成16年、発覚した「盗水」に山本町長が及び腰だったため、住民30人は刑事告発や不正代金の徴収を求め監査請求を提起。「この際、徹底した調査」を勧告するなどの住民勝利の監査結果を引き出しました。

しかし、「徹底した調査」をさぼり続けた結果、今日の事態を招いているものと思います。「署名運動」で町民世論を高め、安心できる水道事業を取り戻そうではありませんか。

ご協力よろしくをお願いします。

甲良民報

2012年7月1日 517号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土463(西澤)
Tel.Fax38-4949

不正取水相当額	
西澤議員の試算	
「不正取水30年間」の場合	
料金改定前15年間：297万円	
料金改定後15年間：450万円	
上記合計747万円	
給水条例第40条による過料は	
3,735万円となる	
総合計4,482万円	
「15年間」の請求とした場合	
料金改定後15年間：450万円	
給水条例第40条による過料は	
2,250万円となる	
総合計2,700万円	



不正取水を許さず、 公正な水道事業を求める請願書

甲良町長 北川豊昭 様

平成24年 月 日

【請願事項】

- 1 明らかになった不正取水の該当者に対し、刑事罰を受けさせるとともに、不正取水で得た水道料金相当額と過料を条例に基づき厳正に徴収すること。
- 2 この機会に、公正な水道事業を実行し、町行政の信頼回復のため、条例に基づき、全ての上水道加入者の検査・調査を速やかに行うこと。

【請願趣旨】

昨年12月、不正取水＝「盗水」の事実が明らかになり、甲良町の名を汚す役割を内外に広めました。安心して住み続けられる公平な町になるためには、この犯罪が厳正に処罰されるべきだ、との思いが広がっています。

「盗水パイプ管」の掘削・確認を行った際、現職警察官も立ち会っています。ところが、未だに刑事責任が問われないことに不信を持たざるを得ず、私たちの怒りはおさまりません。

新聞報道によると、町議の家族は「30年間」盗水を行っていたといっています。これにより不正に得ていた水道料金相当額は莫大な金額に上ります。本町の給水条例40条を発動すれば、その金額の5倍の過料を町長は請求しなければなりません。

一方、水道料金の滞納額は5千百万円を超えています(平成22年度決算)。これは町民生活が苦しくなっている表れです。同時に、犯罪であり、滞納額にも表れない「盗水」を厳正な処罰なくして、「滞納」家庭の協力も理解も得られません。

氏名	住所	

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください